○経済産業省令第二十一号

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号）の施行に伴い、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二章第一節及び第四十条並びに商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成四年政令第四十五号）第十二条の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、商品投資顧問業者の業務に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十五日

経済産業大臣　林　幹雄

商品投資顧問業者の業務に関する省令の一部を改正する省令

商品投資顧問業者の業務に関する省令（平成四年通商産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号、第八条第三項第一号及び第二号中「物品」を「もの」に改める。

附　則

この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○法務省告示第百四十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十五日

法務大臣　岩城　光英

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社Ａｓｓｉｓｔ	岡山県岡山市中区神下五百二十四番地	冷凍空気調和機器施工

○法務省告示第百四十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年二月一日法務省告示第四十三号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十五日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表長沼孝の項中「長沼孝」を「株式会社長沼農園」に改め、同表に次のように加える。

膳宗雄	群馬県伊勢崎市上植木本町二千六百二十七番地二	耕種農業
馬場孝	群馬県伊勢崎市境上渕名千二百四十九番地	耕種農業

○法務省告示第百四十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年二月一日法務省告示第四十二号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十五日

法務大臣　岩城　光英

告　示

○法務省告示第百四十号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十五日

法務大臣　岩城　光英

本則に次の一号を加える。

四十二　本邦の公私の機関が策定し、経済産業大臣が認定した製造特定活動計画（製造業外国従業員受入事業に関する告示（平成二十八年経済産業省告示第四十一号）にいう製造特定活動計画をいう。）に基づき、当該機関の外国にある事業所の職員が、当該機関が当該国に設ける生産施設において中心的な役割を果たすための技術及び知識を身に付けるため、当該機関の本邦における生産拠点において製造業務に従事する活動

第二号イの表株式会社デリカシェフの項中「パン製造、洋菓子製造」の下に「、惣菜製造業」を加え、同表に次のように加える。

株式会社デリカパーラー長野	長野県松本市大字笹賀七千五百七十番地六	惣菜製造業

○法務省告示第百四十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十五日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

株式会社久保田組	北海道樺戸郡新十津川町字中央五百三十番地一	建設機械施工

○法務省告示第百四十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十五日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表株式会社千賀屋の項中「愛知県蒲郡市三谷町東前七十八番地の五」を「愛知県蒲郡市拾石町浅岡一番地二十九」に改め、同表に次のように加える。

株式会社クルマのわかつき	福島県南相馬市原町区牛来字出口百四十七番地の六	塗装

財務省、厚生労働省、○農林水産省、経済産業省、環境省、告示第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）第一条第二号の規定に基づき、平成十九年九月七日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、告示第二号（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令第一条第二号の規定に基づく主務大臣が定めるポリエチレンテレフタレート製の容器を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十八年三月十五日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　**裕**
経済産業大臣　林　幹雄
環境大臣　大**塚**　珠代

第一項中「充てんする」を「充塡する」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「（昭和二十八年法律第六号）」を削り、「酒税法第三条第二号」を「同条第二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　アルコール発酵調味料（次のいずれかに該当するものであって、酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。ロにおいて同じ。）として飲用することができない処置を施したものをいう。）

イ　米、米麹又は果実（果実を乾燥させ若しくは煮つめたもの又は濃縮させた果汁を含む。）の発酵の工程を経て生産されたもの

ロ　イに掲げるものに砂糖類、酒類、アルコール（アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）第二条第一項に規定するアルコールをいう。）、酸味料又は果汁その他の調味料を加えて生産されたもの

第二項中「充てんした」を「充塡した」に改める。